

ビジタープログラム 資料もくじ

セミナー1 「静岡式図上訓練の裏側、お見せします！」

事例報告1 「東京の取組み事例と静岡のココがスゴイ！ところ」 …… 53

報告者：福田信章（東京災害ボランティアネットワーク 事務局長）

事例報告2 「兵庫県の大規模災害を想定した災害ボランティア連携訓練」 …… 55

報告者：頼政良太（被災地 NGO 協働センター 代表）

セミナー2 「企業人に聴く ～企業による被災地支援～」

事例報告1 「はままつ na net の取組み」 …… 57

報告者：平野慎太郎（浜松の企業が手をつなぐ災害支援ネットワーク
（はままつ na net）代表世話人）

事例報告2 「大規模自然災害への備えと対策」 …… 59

報告者：赤堀敏洋（静岡県労働金庫経営企画部経営企画グループ 課長）

セミナー3 「ワークの事例報告者に聴く ～実は〇〇でした～」

*資料は「ワークプログラム2」の事例報告をご覧ください

事例報告1 「一歩はみ出すことの可能性を考える」 …… 31

報告者：大橋俊文（倉敷市企画財政部企画経営室 主幹）

事例報告2 「平成30年7月豪雨災害における倉敷市社協の取り組みについて」 37

報告者：日野林典人（(福)倉敷市社会福祉協議会真備事務所 主幹
兼まび復興支援ボランティアセンター 主幹）

事例報告3 「台風19号 行政書士会の取組み」 …… 43

報告者：藤田由香子（静岡県行政書士会災害対策支援委員会 統括部長）
山崎祐太郎（静岡県行政書士会伊豆支部 会員）

ビクタープログラム

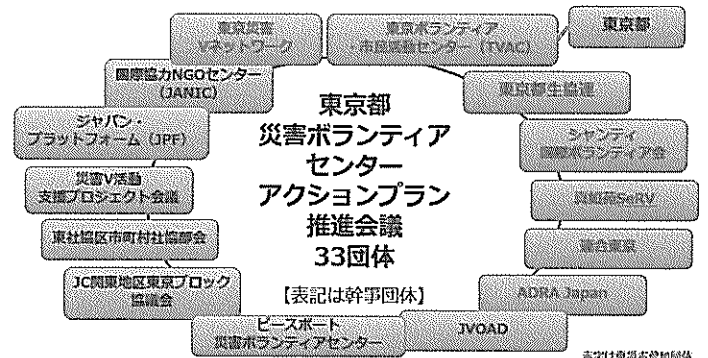
東京の取り組み事例と静岡のココがスゴイ！ところ

東京災害ボランティアネットワーク
 事務局 福田信章
 2020年2月21日

＜東京での取り組み＞

東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議

- ・東日本大震災後、東京都の地域防災計画の改定に伴い、災害時に東京都と TVAC が「東京都災害ボランティアセンター」を設置することに。その役割・機能を検討する際、災害時（後）のことだけ検討するのではなく、日常時から取り組むべきアクションプランを作成。そのアクションプランを推進するための会義体として 2014 年に設立。
- ・この会義体（ネットワーク）は、災害前に各団体・組織が連携・協働できる場・機会をつくることを目的の一つにしている。
- ・具体的な取り組みの一つとして、東京でも静岡の取り組みを参考にしながら多様な方々が参加できる訓練（WS）を実施。特に、①WG を編成して多様な方々に参加を促して、多様な課題に気づける内容にしている点、②シミュレーション型ではなく頭上訓練（WS）に特化している点、の 2 点については、静岡での取り組みに大きな影響を受けた。



第二期東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議の幹事団体（2019年度）

＜静岡の「ココがスゴイ！」ところ＞

参加者とWGの多様性

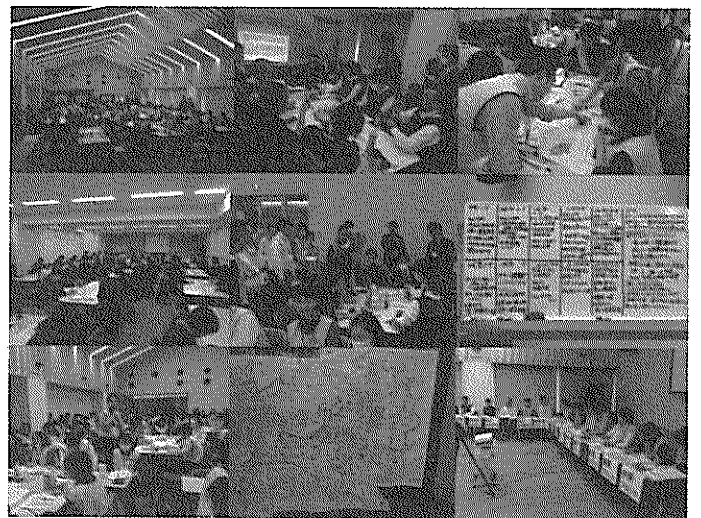
各市町の自主防災組織の方々や災害ボランティアコーディネーター、社会福祉協議会をはじめ、外国人支援団体、宗教系団体、子育て支援団体、労働団体、生活協同組合、中間支援組織、県・市町自治体、地元企業、障がい者支援団体、女性支援団体、海外支援 NGO、そして県外団体…本当に様々な方が参加している点
 ⇒多様な参加者がいれば多様な考え方があり、何を取り組むにしてもまとまりにくいはず…それでも「多様さ」にこだわって実施している！

粘り強さ

WG では、全員が必ず意見を言い、誰一人発言しない人はいないほど意見交換がなされている。一つのプログラムを作るにもいろいろな意見を取り入れて、多様性を担保している
 ⇒粘り強く何度も意見を擦り合わせて、合意形成していくやり方は驚嘆の一言！

参加した誰もが気づきを得られる工夫

参加者やWGが多様であるがゆえ、抽象的になりがちな訓練内容を、多くの意見を取り入れながら具体的なイメージを持てる内容にしている工夫は東京ではまだ実現できていない。
 ⇒特に、近年では、知識やテクニックを習得することにこだわらず「気づき」を大切に、次のアクションへつなげようとしている工夫は地域防災や地域減災を考える上でとても大事なのでは。



東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議が実施した連携訓練の様子（2018年度）

MEMO

第2回大規模災害を想定した 災害ボランティア連携訓練 次第

◆日 時：令和元年 12月 4日（水）
10時00分から17時10分まで
◆場 所：神戸クリスタルタワー3F
クリスタルホール
（神戸市中央区東川崎町1-1-3）



訓練目的

南海トラフ巨大地震に備え、県市町災害対策本部・市町社協・NPO等と連携し、平時からの災害ボランティア支援体制や人材育成を推進するため、市町域、県域、県外との「つながり」を意識した災害ボランティア連携訓練を実施します。

第2回訓練のねらい

被災地外からの支援、被災地への応援を意図した支援体制の構築を目指す

実施内容

- ◆南海トラフ巨大地震の発生から1週間後を想定して実施します。
- ◆「災害ボランティアコーディネーター養成研修（基礎編）」「市町・市区町社会福祉協議会連携等会議」と併せて実施します。

参加者

災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議構成員、
市町・市区町社会福祉協議会職員、県民局・県民センター職員、NPO、学習者等

実施主体：兵庫県災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議
（事務局：兵庫県社会福祉協議会ひょうごボランティアプラザ）

■訓練参加者

第1回 128名

第2回 68団体99名（うち15%が行政職員）

■訓練の目的

南海トラフ巨大地震に備えて、平時から災害ボランティアの支援体制の構築と人材育成を進めるための訓練

第2回訓練の特徴

■DIGを取り入れ、被害を可視化

■被害の大きな県南部の地域を県北部が応援するカウンターパート方式を導入
（受援側）

地域で発生する困りごとを予想し、自らが対応できるニーズと応援が必要なニーズを把握する。

（応援側）

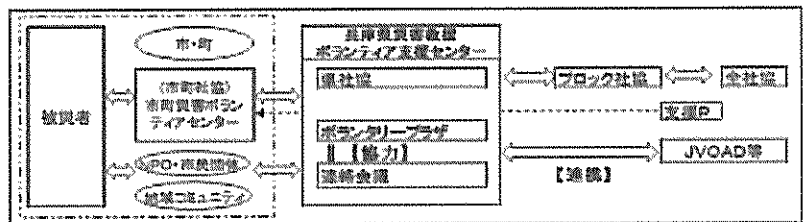
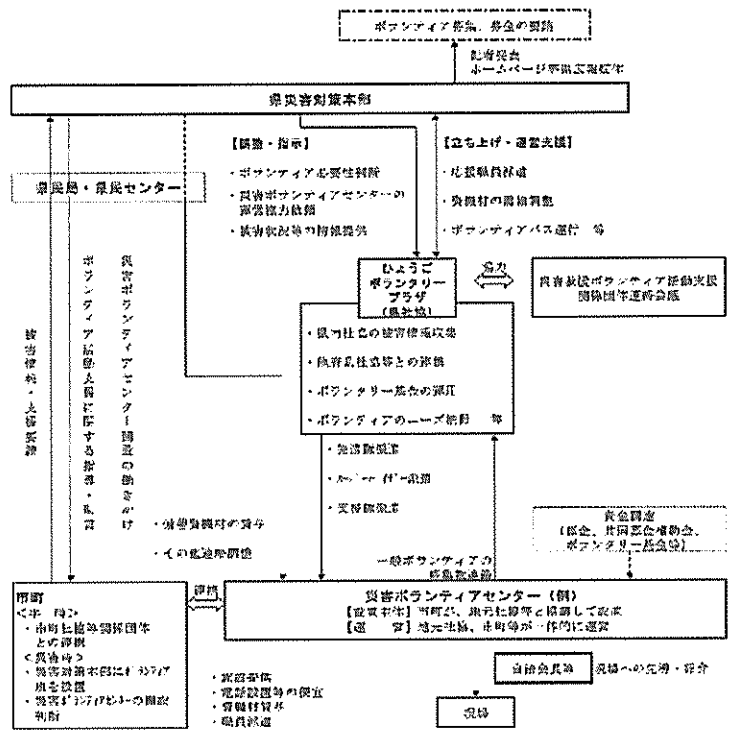
被災した地域へ先遣隊を派遣し、自分たちの応援できるニーズを把握する



▶先遣隊による聞き取りを実施

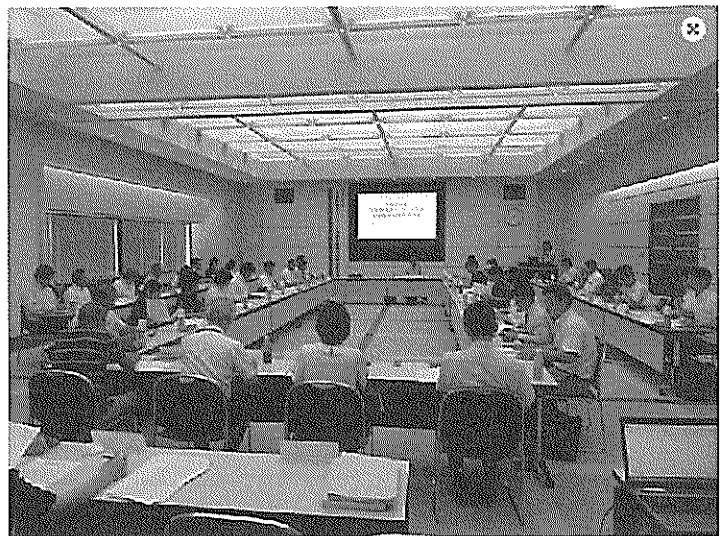
■兵庫県の訓練の課題

- ・ 兵庫県災害救援ボランティア支援センターの運営方法が決まっていない
- ・ 訓練の主体はひょうごボランティアプラザだが、災害時の社協の相互応援の窓口は兵庫県社協の企画部



■兵庫県の訓練の特徴

- ・ 社会福祉協議会のボランティアコーディネーター養成講座と兼ねて実施
- ・ 災害救援ボランティア活動支援連絡会議の所属団体が多い (46団体)



■静岡の訓練のここがすごい！

- ・ 多様な参加者 (市民の方の参加が多い)
- ・ WGのメンバーが多い、熱心！
- ・ 普段、防災をしていないメンバーも参加している

浜松の企業が手をつなぐ災害支援ネットワーク (はままつ na net)

【設立趣旨】

各地で災害が起こるたびに、浜松市内の企業がそれぞれに支援活動を行っているが、情報を共有したり連携したりすることが少ない現状である。そこで、西日本豪雨を機会に、浜松市内の企業が繋がりながら支援活動をすることを目的に設立した。

代表世話人3社 世話人16社
会員 79社 (2020年2月1日現在)



代表世話人
サクラ工業株式会社 代表取締役 平野慎太郎

【目的】

浜松市内の企業が、チーム浜松として、企業の強みを活かしながら、被災地支援のための情報共有と連携を図ることを目的とする。

現在は、長野県にボランティアを派遣中。



会員のみなさんへ
活動支援金のための募金箱設置
をお願いしています

活動内容

1. 現地へのボランティア派遣
2. 現地での宿泊所の無償提供
3. 現地への物資提供
4. 大学生、若者への支援
5. チャリティイベントの開催
6. 報告会、講演会の開催
7. 災害ボランティア入門講座
8. 他団体との連携
9. 専門職支援
10. 防災活動(イベント支援)



3

今後の展開

今後も、西日本豪雨～台風19号までの支援活動を継続してまいります。また、災害時に連携をとるために平時からのネットワークを広げてまいります。

詳しい活動内容は下記に紹介しています。

Web : <https://hamamatsu-na-net.com/>



事務局: 浜松市中区城北2-14-3

TEL 053-415-8622

受付時間: 月曜～土曜 9:00～17:30

mail: hamamatsunanet@kohitsuji.or.jp

■大規模自然災害への備えと対策

静岡県労働金庫経営企画部

◎金融庁「中小・地域金融機関向け総合的な監督指針」危機管理体制

- ・地域に根差した経営をしている銀行は危機発生時における初期対応や情報発信が極めて重要
- ・平時から危機管理体制の構築、業務継続計画（Business Continuity Plan）の策定が必要
- ・想定される危機事例（自然災害、テロ・戦争、事故、風評・・・）

静岡ろうきん「地震等防災細則」地震等対策基本方針の行動指針

1. 来店顧客、職員、職員の家族等の安全を常に最優先し行動する。
2. 地域の救助活動、消火活動等に積極的に協力し、人命の尊重と被害の拡大を防ぐ。
3. 業務の早期再開に向け、迅速な復旧と金融機能の回復を目指す。

コンティンジェンシー・プラン（緊急時危機管理対応規程）

●平常時の対策

- ・防災訓練の定期的な実施
- ・保安全管理委員会名簿の作成と役割の徹底
- ・緊急連絡網の確認と徹底
- ・緊急避難所の確認
- ・店舗周辺リスクの把握
- ・職員居住地リスクの把握
- ・地震等防災細則の内容の把握
- ・防災用品・防災設備のチェック
- ・防災訓練報告書の提出

●非常時の対策

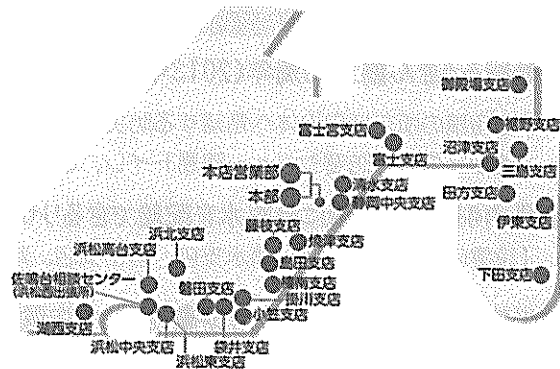
- ・緊急対策本部の設置【本部】
- ・緊急体制の確立【営業店・本部】
 - 営業店緊急対策班
 - 緊急連絡手段
 - 出勤・応援
- ◎行動基準表に基づく対応
 - ①津波の危険がある場合
 - ②富士山噴火の危険がある場合
 - ③原子力災害の危険がある場合



業務継続に向けた対応(店舗インフラ確保)

静岡ろうきんの概要（2019年3月末）

- 本店所在地 静岡市葵区黒金町5番地の1
- 創 立 1953年3月1日
- 店 舗 数 27（インターネット支店含む）
- 団体会員数 2,405会員
- 間接構成員数 560,735人
- 預 金 残 高 1兆1,007億円（譲渡性預金を含む）
- 融 資 残 高 8,103億円



緊急時の店舗インフラ確保に向けた対応

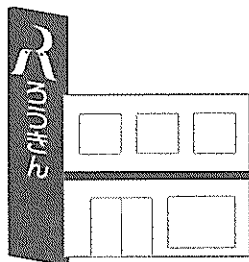
●全店舗に自家用発電機を設置しています。

停電時、自家用発電機を使用して8時から49時間の営業が可能です。
※各店に設置してある発電機の規模等により営業可能時間は異なります。

●停電時に営業車でスマートフォン・携帯電話を充電できる機器を備えています。

北海道胆振東部地震において顕在化した「ブラックアウト」への対応として整備しました。

業務継続に向けた対応(訓練・内部体制の確保)



緊急時の対応

- 「勤務日」の行動基準・・・ 本部・営業店ともに勤務先で対応
お客様の安全確保、避難、誘導が最優先
- 「休日」の行動基準・・・ 原則自宅待機
対策本部の指示により行動。
自宅最寄り店舗に出動

緊急時を想定した訓練実施

- 年間計画を策定して、緊急対策訓練を実施しています。
 - ・ 防火、防災などの訓練計画（全営業店）
 - ・ 衛星携帯電話疎通確認（全営業店）
 - ・ 労金本部ビル、勤労者総合会館(本店)防災訓練
 - ・ 自家用発電機稼働訓練
 - ・ 静岡県総合防災訓練参加
 - ・ 緊急時現金調達訓練

対応する職員のための備え

- 全職員に3食分の食糧を配布しています。
 - ・ 緊急時用の固形保存食・保存水を全職員に配布しています。
- 全店舗に3日分の食糧を備蓄しています。
 - ・ 職員用の食料（5,670食）・水（500ml/1,944本）を備蓄しています。
- 全店舗に簡易トイレを配備しています。
 - ・ 職員用の簡易トイレを全店に延べ14,810回分備えています。

3

地域への貢献活動

実施した活動

- 静岡ろうきん創立60周年(2013年)の記念行事として、自治体へ防災用品を寄贈しました。
 - ・ 全店舗の所在地自治体へ希望する防災用品を寄贈しました。
【寄贈品の例】防寒シート、簡易トイレ、電灯、発電機、避難用テント、ラジオ
- 県内4店舗に近隣に飲料水を配給できるリザーバータンクを設置しています。
 - 【設置店舗】富士支店、清水支店、磐田支店、静岡中央支店
- 災害時にボランティアの活動拠点として店舗駐車場を開放します。
 - ・ 2015年に静岡県、静岡県ボランティア協会、静岡県社会福祉協議会と覚書を締結しています。



【地震災害対策基金】

- ・ 1998年の静岡ろうきん通常総会にて、勤労者が安心して暮らせるまちづくりを目的に創設。静岡ろうきん会員の拠出による基金で、運営管理は（公財）静岡県労働者福祉基金協会が行っています。
- ・ 2018年度は災害ボランティアネットワーク委員会への助成に活用されました。

4

MEMO

MEMO

静岡県内外の災害ボランティアによる 救援活動のための図上訓練用語集 (2019 年度版)

【内 容】

【法規・計画関係】	64
【政府・静岡県の体制関係】	65
【避難／避難生活関係】	66
【仮設住宅・復興公営住宅関係】	70
【災害ボランティア活動に関する組織関係】	71
【災害ボランティア活動関係】	73
【防災・減災啓発／訓練関係】	76
【一般用語関係】	78
【人道支援における国際基準】	80
【災害ボランティア作業に使用される重機や資器材関係等】	81

編集：第 15 回静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練
ワーキンググループ

【法規・計画関係】

■災害救助法（昭和 22 年制定：救助法）

南海地震（昭和 21 年）を機としてできた、災害直後の応急的な生活の救済等を定めた法律。
この法を根拠とした救助としては、避難所や仮設住宅の供与、炊き出し等による食品の給与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与、医療及び助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、生業に必要な金品又は資料の給与・貸与、学用品の給与、埋葬等がある。第二条で救助の対象者は、被災区域内で「当該災害により被害を受け、現に救助を必要とするもの」と定められている。

従来は厚生労働省の所管する法律であったが、国の災害対応の基盤となる法律であることから、東日本大震災後に内閣府の所管となった。

令和 1 年台風第 19 号では全国 14 都県 390 市町村で適用になり、静岡県内でも伊豆の国市、函南町で同法が適用された。

その中でも応急修理制度があり、災害で住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）の損害受け修理をすることができない、大規模半壊の被害認定を受けた住宅の屋根や台所など日常生活に必要な最低限の部分の、応急的な修理についてかかる費用を受けることができる。令和元年に一部損壊（準半壊）の部分について拡充された。

基準額（消費税込） 半壊・大規模半壊：595,000 円以内 ・ 一部損壊（準半壊）：300,000 円以内

※但し応急仮設住宅入居者は対象外

■災害対策基本法（昭和 36 年制定：災基法）

災害発生時の社会秩序の維持と公共福祉の確保を目的とし、伊勢湾台風（1959 年）を契機に制定された法律。防災の基本理念、行政機関の責任、防災に係る財政面での必要な措置を行うこと等を定めている。平成 25 年度の改正で（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）の項目等が新設された。

[平成 25 年改正の主なポイント]

☆第五条の三☆

「国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。」

☆第八十六条の七☆

「災害応急対策責任者（※行政機関の長等）は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

■被災者生活再建支援法（平成 10 年制定）

自然災害の被災者への支援を目的とし、阪神・淡路大震災（1996 年）を契機に制定された法律。自然災害により、住宅が全壊・大規模半壊など居住困難になった世帯が対象。生活必需品や引越し費用として最高 100 万円、被災家屋のガレキ撤去費用や住宅ローン利子等として最高 200 万円、計 300 万円を上限として支給する制度として創設された。その後、平成 19 年 11 月の法改正により用途を定めない、年齢、収入要件等も撤廃された。

他の災害関連法と異なり「自然災害」による被災のみが対象である点に注意を要する。

■防災基本計画（国）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第三十四条第一項の規定に基づき、政府の中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画。災害の種類に応じて講じるべき対策を災害予防・事前準備、災害応急対策、災害復旧・復興という災害対策の時間的順序に沿って記述している。国、地方公共団体、住民等、各主体の責務を明確にするとともに、それぞれが行うべき対策を具体的に記述している。

■地域防災計画（都道府県・市区町村）

災害対策基本法に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画。行政の災害対応のための計画という側面が強い。

■地区防災計画（地域住民・事業者）

平成26年度より開始された新しい取り組み。災害対策基本法に基づき、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画。内閣府によると、「『あなたのまち』に災害がおきたら。そのための準備と災害時の行動計画をみんなで作ります。それが地区防災計画です。」とある。

【政府・静岡県の体制関係】

■内閣府

内閣に置かれる行政機関。2001年1月の中央省庁再編において、内閣機能強化の観点から内閣総理大臣を長とする機関として、総理府、経済企画庁、沖縄開発庁、国土庁防災局を統合して、内閣に設置された。

阪神・淡路大震災では、延べ137万7300人のボランティアが全国から駆けつけ「ボランティア元年」という言葉を生み、同年7月には政府の「防災基本計画」が改訂され、「防災ボランティア活動の環境整備」「ボランティアの受入れ」に関する項目が設けられた。「防災ボランティア」は、当初、国土庁防災局が所管していたが、その後、内閣府（防災担当）の所管となった。

■政府緊急災害現地対策本部

「東海地震応急対策活動要領」では、東海地震注意情報の段階から政府の先遣隊を静岡県に派遣、警戒宣言発令により静岡県に政府現地警戒本部を設置されることになっている。地震発生後に「政府現地対策本部」に名称変更し、政府緊急災害対策本部（東京）や静岡県災害対策本部と連携して、災害対応を行う。「具体的な活動に係る計画」では、被害想定に基づいて部隊派遣や物資調達を計画し、広域医療搬送拠点、広域物資拠点、緊急輸送ルートを示されている。東日本大震災では宮城県庁に「政府緊急現地対策本部」が設置され、岩手県と福島県に「連絡室」が設置された。

■災害対策本部（災対・災対本部）

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に国または地方自治体に臨時に設置される機関。

☆災害対策基本法に基づく非常災害対策本部☆

災害対策基本法第二十八条の二により内閣総理大臣が「著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき」に閣議決定により内閣府に臨時に設置する機関。本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣。当該災害に対して既に非常災害対策本

静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練 用語集

部が設置されている場合、非常災害対策本部は廃止され、緊急災害対策本部がその事務を継承する。

参考・静岡県地震対策資料より引用

大規模災害発生時には災害対策本部を設置し、県庁・出先機関を挙げて災害対策に取り組む。災害対策本部では、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）等を通じて伝達される被害情報等を基に総合的な災害対策を立案、実行します。

危機対策課では、訓練や災害の教訓を踏まえ、災害対策本部の運営要領等の見直しを行っています。

発災時には県庁に本部を、出先の危機管理局等（賀茂地域局危機管理課（賀茂危機管理庁舎）、東部地域局危機管理課（東部総合庁舎）、中部地域局危機管理課（藤枝総合庁舎）、西部地域局危機管理課（中遠総合庁舎））に方面本部を設置し、＜中略＞災害対策に取り組んでいきます。

■復興庁

東日本大震災の復興を担うことを目的に2012年2月10日に設置された時限省庁。復興に関する国の施策の企画、調整、実施を担い、基本的な方針の企画立案、各府省の復興施策の総合調整・勧告を行う。地方公共団体への一元的な窓口と支援の機能を有しており、復興計画の策定や復興特区の認定、国・県・市町村の事業への支援に関する調整や推進を担う。

【避難／避難生活関係】

■要配慮者

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する人の総称。以前は「災害時要援護者や災害時要支援者」と言われていたが、平成25年の災害対策基本法改正により、「要配慮者」と呼ぶようになった。

■災害時避難行動要支援者

要配慮者の中で、災害発生時の避難に特に支援を要する人の総称。平成25年の災害対策基本法一部改正で市町村は災害時避難行動要支援者の名簿の作成が義務付けられた。

■個人情報

特定の個人を識別できる情報のこと。災害時避難行動要支援者の名簿等、被災者又は被災している可能性のある人の個人情報の第三者への提供をめぐる議論がある。個人情報保護法第二十三条第二項では「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には個人情報の第三者への提供が妨げられない（＝第三者に提供して良い）こととなっているが、その解釈・運用に課題が残る。災害時避難行動要支援者の名簿については、災害対策基本法でも自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会等へ本人同意の上で情報提供をして良いと明記されている。

なお、日本においては死者の情報は個人情報に含まれない。

■帰宅困難者

仕事や学業、買い物等の外出時に災害が発生し、帰宅が困難となった人の総称。

内閣府中央防災会議では、定義として、自宅までの帰宅距離10キロ以内は全員帰宅可能、10キロを超えると「帰宅困難者」が出始めて、20キロ以上は帰宅困難者としている。

■避難指示（緊急）／避難勧告／避難準備・高齢者等避難開始

災害が発生し、又は発生する危険性が高い場合に、人的被害の発生、拡大が危ぶまれるときに市区町村長が発令する情報。これらの情報が発令されると、二次被害の危険性が高いため、自衛隊、消防等による活動を除き、支援活動は中止されることが多い。

① 避難指示（緊急）

人的被害の危険性が非常に高まった状況で、発令される最も強い呼び掛け（指示）。ただし、従わない人への強制力や罰則はない。

② 避難勧告

人的被害の危険性が高まった状況で発令される情報（勧め）。

③ 避難準備・高齢者等避難開始

避難の準備開始及び身の危険を感じている人や、避難行動に時間を要する人の避難開始を促す呼び掛け。従来は「避難準備情報」という名称であったが、その意味するところが十分に理解されておらず、2016年の台風10号の甚大な被害の一因となったとの指摘を受け、「避難準備・高齢者等避難開始」に改められた。

平成30年7月豪雨災害を受け、あらゆる機関から出される多くの情報を受け手である住民などがわかりやすくするため5段階のレベルに分けて発表するようになった。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 <u>命を守るための最善の行動</u> をとりましょう。	災害発生情報 ^{※2} <small>※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 （市町村が発令）</small>
警戒レベル4 全員避難	<u>速やかに避難先へ避難</u> しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ^{※3} 避難指示（緊急） <small>※3 地域の状況に応じて緊急的又は置けて避難を促す場合に発令 （市町村が発令）</small>
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 （市町村が発令）
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <u>避難行動を確認</u> しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発令）
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 （気象庁が発令）

内閣府防災広報紙から出典

■避難場所

① 一時避難場所

災害発生時に危険回避のために一時的に避難する場所。避難生活を前提としていないため、広場、公園、空地等のオープンスペースが指定されていることが多い。自治体毎に独自基準で指定、運用されており、例えば同じ地域であっても災害によって、指定されている一時避難場所が異なるという自治体もある。

② 指定緊急避難場所（広域避難場所）

災害発生時に切迫した災害の危険から逃れるための場所であり、それに適した広さや構造等の要件を満たす公園や建造物等が指定される。「避難所」と「（広域）避難場所」という概念は以前からあったが、法律上の区別がなく、また地域の防災訓練等でも十分に説明がされていなかったこともあり、東日本大震災では人的被害拡大の原因の1つと指摘された。文部科学省の緊急提言を受け、平成25年災害対策基本法改正で「指定緊急避難場所」が明記され、避難所と避難場所がそれぞれ定義された。なお、双方の要件を満たしていれば、指定緊急避難所と指定避難所を相互に兼ねることもできる。

■避難所

① 指定避難所

災害による被災者を支援するための拠点。自治体が予め指定しているものを特に指定避難所という。行政経由の救援物資や情報は指定避難所に届けられる。主に自宅が被災し、居住が困難となった被災者や帰宅困難者が避難所に集まり生活を送ることになる。一時的な生活空間という認識が広く浸透しているが、災害救助法上は、全ての被災者を対象とした救助の拠点である。避難所開設時に行政職員が配属されることになっている自治体がある。一方で、避難所の運営の担い手についての法律上の定めはなく、行政職員が運営を担うという誤解も多いことから、職員は避難所の運営には加わらないことを明言する自治体もある。

② 自主避難所（指定外避難所）

災害が発生すると指定避難所ではない安全な場所に被災者が集まることがあり、指定避難所と区別して自主避難所や指定外避難所と呼ばれる。こうした避難所には物資や情報が届きづらいことが課題となっている。一方で、外部支援が少ない中で被災者相互の共助による運営がなされる傾向が強く、避難所の運営自体は円滑になされることが多い。自治体は災害発生後も避難所の追加指定が可能であり、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、災害発生後に自治体が自主避難所を指定避難所にした上で、物資や情報を届けていた事例がある。

③ 二次避難所

行政が防災計画で指定する避難所のうち、第一次的に開放される避難所を一次避難所と位置づけたときに、一次避難所の救助能力を上回る被害がでた場合や、避難生活の長期化が見込まれる場合に二次的に開放される指定避難所を二次避難所という。体育館等の公共施設の他、旅館やホテル等の民間施設が指定されることもあり、自治体によって運用は異なる。

■福祉避難所

介護の必要な高齢者や障害者等、特別な支援を要する人が避難するための配慮された避難所のこと。厚生労働省からの通達等により、各自治体が事前指定を進めているが、災害発生後に指定されることも多い。福祉避難所という考え方は要配慮者の避難所からの排除を促進する指摘もある。

災害対策基本法施行規則では、通常の指定避難所の基準として、要配慮者に対応した措置、支援体制、設備を備えていることが定められており、法令上は、全ての指定避難所が本来は福祉避難所としての機能を有していなければならない。災害救助法の避難所として行政による費用負担の対象となる。

■在宅避難

被災地において、避難所ではなく損壊した自宅や自宅敷地内（軒下、テント、納屋、ビニールハウスなど）で生活すること。避難所の収容力不足や、プライバシーを確保したい、ペット同伴など自宅を離れられない

等の事情で避難所生活が難しい人が在宅避難生活を送ることになる。

東日本大震災や熊本地震では、小さな子どもや高齢者、障がい者のいる家庭、作付けを控えた農家や盗難を危惧する人等が多かった。災害救助法上も、災害対策基本法上も避難所による支援の対象であるが、実際には物資や情報、その他支援が行き渡っていない。そういった背景から、近年、支援者や行政に対する注意喚起の意味も込めて「在宅避難」と呼ばれている。

■車中泊避難

避難所の環境に馴染めない・避難所に入れない、支援物資の届く場所にすぐに移動したい等の理由から、自家用車の中で避難生活を送ることをいう。夏場は暑さによる発汗、冬場は外気の乾燥により水分が不足しがちになり、十分な水分摂取を行わずに狭い車内で生活しているとエコノミークラス症候群になりやすい。

また、涼や暖をとるためのアイドリングが原因の一酸化炭素中毒の恐れもあり、危険性の高い避難生活であるため、あまり推奨されない。避難者の実態把握が難しいため、必要な支援や情報が届きづらい。

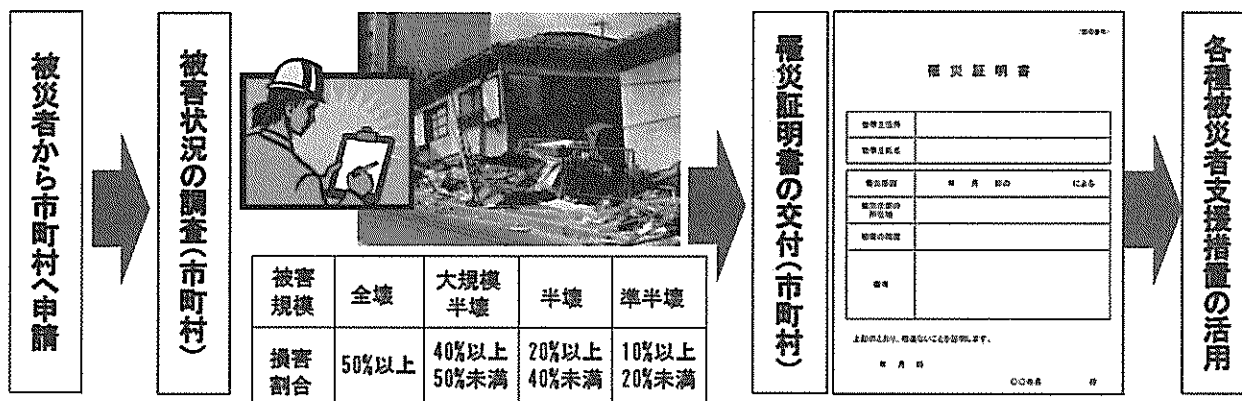
■災害関連死

災害による火災・家屋の倒壊等の直接的な被害による死ではなく、避難生活の中での、二次被害等による死亡をさす表現。阪神・淡路大震災の際、地震そのものを生き延びられたものの、その後に死亡（当時は「過剰死亡」等と表現された）した被災者に災害弔慰金が支給されないことが問題となり、行政が「震災関連死」として追加認定を行ったことから、社会的に広く認知されるようになった。肺炎や、エコノミークラス症候群に分類される諸症状、自殺等が主な死因。中越地震では犠牲者に占める災害関連死の割合は76.5%に、熊本地震では既に80.1%（2017年10月現在）に及んでおり、深刻な問題である。

■罹（り）災証明

火災や自然災害等により住家等が損壊した場合、その程度を判定し、証明するものとして市町村が発行する書類。この証明は、保険金の請求や税の減免等の手続きに必要であり、大規模災害が発生した場合に行われる各種救援措置（義援金受取り、被災者向け低利子融資等）もこの判定結果に基づいて適用される。判定及び証明書の発行は、被災者の申請に基づいて行われる。調査前に被災家屋を取り壊してしまうと、判定ができなくなる。また、浸水被害等は時間経過により確認が困難となるため、被災状況を写真等で記録しておくことが重要である。判定の結果には不服申し立てが可能で、二次調査の結果として判定が変わることもある。

令和1年台風第19号の被害を受け、災害救助法改正で一部損壊も準半壊として証明発行の対象とになった。

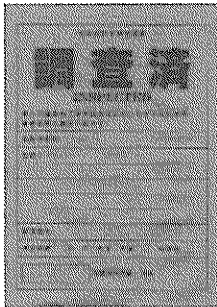


■応急危険度判定

応急危険度判定は、大地震等により被災した建築物を調査し、その後発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属物の転倒等の危険性を判定することで、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とする。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に掲示され、居住者や付近を通行する者等に対しても、その建築物の危険性について情報提供することとしている。救助や復旧における人的被害拡大を防ぐことを目的としている点において、罹災証明とは性質が異なり、例えば住宅敷地内に地割れがある、隣家が傾いていて倒壊した場合に損害を被る可能性があるというような場合、自宅建物は無傷であっても「危険」「要注意」と判定されることがある。

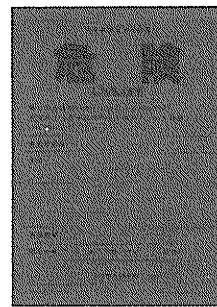
みどり



黄



赤



【仮設住宅・復興公営住宅関係】

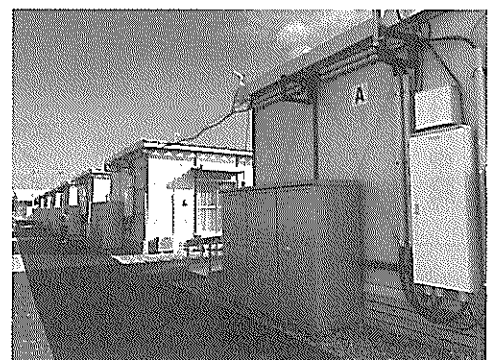
■応急仮設住宅

災害救助法により、災害で住宅が全焼・全壊あるいは全流出し、自らの資力では住宅を確保できない被災者を収容し、居住の安定を図るために行政が供与する臨時の住宅。緊急に建設して供与される応急建設仮設住宅と、民間の賃貸住宅を行政が借り上げて被災者に供与する応急借上げ仮設住宅がある。仮設住宅の定義には含まれないが、公営住宅や国の宿舍の空き物件が供与されることもある。

■応急建設仮設住宅（(建設)仮設住宅、仮設）

簡易な工法にて建設される仮設住宅のこと。供与期間は、工事完了日から2年以内とされている。これは建築基準法により仮設建築物の耐久年数が決められていることによる。行政による施工管理、被災者管理の都合から、広い土地に複数の住宅をまとめて建設するのが一般的で、そのまとまりを「仮設住宅団地（仮設団地）」と称する。単に「仮設」、「仮設住宅」と言う場合には、建設仮設を意味するのが一般的。被災者が災害前から暮らしてきた馴染みの地域に引き続き住める、被災者への支援や情報提供のコストが抑えられるといったメリットがある反面、建設に時間がかかる、撤去・解体も含めた建設コストが高いといったデメリットがある。

平成 30 年西日本豪雨災害
広島県呉市応急建設仮設住宅団地



■応急借上げ仮設住宅（（民間賃貸）借上げ住宅、みなし仮設）

建設仮設住宅の建設可能戸数が必要数を下回る場合や、建設に多くの時間を要することが見込まれる場合に、行政が民間の賃貸住宅を借り上げ、被災者に供与する仮設住宅のこと。「みなし仮設」と呼ばれるのが一般的。東日本大震災で初めて本格的且つ大規模に制度が活用され、応急仮設住宅の約6割がみなし仮設であった。住居の家賃や敷金、礼金が行政負担だが、仲介手数料、共益費、駐車場代等については都道府県毎に運用に違いがある。東日本大震災以降は制度の活用が進み、被害住戸が少ない場合にみなし仮設のみで住宅供与を行うこともある。建設仮設よりも早く供与できる、住宅の居住性が高いといったメリットがある反面、遠隔地への避難を要し災害前のコミュニティ維持が困難、支援や見守りの漏れが生じやすくなるといったデメリットがある。

■災害復興公営住宅

公営住宅法により、地震や暴風雨、洪水、高潮等、異常な自然現象で住宅が滅失した場合、都道府県は国の財政措置を受けて災害復興公営住宅を建設できる。滅失戸数は被災地全域で500戸以上か、1市町村で200戸以上、あるいは住宅戸数の1割以上等となっている。阪神・淡路大震災では1万4600戸を建設、3100戸を購入、7400戸を借り上げ、災害復興公営住宅として計2万5421戸を手当てした。

阪神・淡路大震災では、被災で居住地を追われた段階と応急仮設住宅から復興公営住宅に移った段階で、住民のコミュニティが2度に渡って壊されることが課題として指摘された。また、近年は入居者の高齢化、単身化が進んでおり、行政やボランティアによる生活サポートがますます必要となってきた。

【災害ボランティア活動に関係する組織関係】

■社会福祉協議会 通称 “社協” <全社協、県社協、市町村社協>

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。全社協（全国社協）、都道府県社協、市区町村社協、はそれぞれ別組織で役割も異なる。市区町村社協では、近年、大規模災害時には災害ボランティア活動を推進する「災害ボランティアセンター」を組織する役割を担うことが多い。

「協働で進める災害救援・ボランティア活動の手引き（平成16年）」全国社会福祉協議会発行では、被災した地域の社協は、地域内の様々な組織、外部からのNPOとの協働で、災害ボランティアセンターの設置・運営被災者支援にあたること等がまとめられている。

■共同募金（社会福祉法人中央共同募金会）

赤い羽根共同募金は、民間の運動として戦後直後の1947年に、市民が主体の取り組みとしてスタートした。当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきた。全国47都道府県共同募金会の連合体で赤い羽根をシンボルとする共同募金運動の全国的な企画、啓発宣伝、調査研究、都道府県共同募金会の支援等を行っている。また、全国的な視野により活用される寄付金や2つ以上の都道府県で活用される寄付金の受け入れ、及び調整や民間助成資金・公益信託等の取り扱いを通して民間福祉事業の推進に大きな役割を果たしている。

災害発生時に災害救助法の適用状況等に応じて、被災者支援のための義援金募集や、災害時のボランティア活動への資金支援を行っている。

東日本大震災をきっかけに、災害義援金の受付に加え、「支える人を支える募金」として、市民活動団体やNPOを支援するための仕組み「災害ボランティア・NPO活動サポート募金（※支援金）」を行なっている。

静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練 用語集

■災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（通称：支援P）

企業、NPO、社会福祉協議会、共同募金会等により構成されるネットワーク組織で、2004年の新潟中越地震の後、2005年1月より中央共同募金会に設置された。「支援P（読み：しえんぴー）」と略称で呼ばれる。平常時には、災害支援に関わる調査・研究、人材育成や啓発活動を行うとともに、災害時には多様な機関・組織、関係者等が協働・協力して被災者支援にあたっており、東日本大震災においても、ネットワークを最大限生かして、災害ボランティアセンターの運営支援のための人材派遣、企業と連携した資機材支援、災害ボランティアセンター活動の検証等を行っている。

■青年会議所（JC/ジェイシー：Junior Chamber International）

1949年、明るい豊かな社会の実現を理想とし、青年有志による東京青年商工会議所（商工会議所法制定にともない青年会議所と改名）設立から、日本の青年会議所（JC）運動は始まる。その後、各地に次々と青年会議所が誕生。1951年には全国的運営の総合調整機関として日本青年会議所（日本JC）が設けられた。現在、日本全国に青年会議所があり、ボランティアや行政改革等の社会的課題等に取り組んでいる。青年会議所には、品格ある青年であれば、個人の意志によって入会できるが、20歳から40歳までという年齢制限を設けている。これは青年会議所が、青年の真摯な情熱を結集し社会貢献することを目的に組織された青年のための団体であるため、会員は40歳を超えると現役を退かなくてはならない。この年齢制限は青年会議所の最大の特長。各青年会議所の理事長をはじめ、すべての役職の任期は1年に限られる。近年は、構成員の特長を活かし、災害ボランティア活動にも力を入れている。

■JVOD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク：ジェイボアード）

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（英名：Japan Voluntary Organizations Active in Disaster 以下：JVOD）は、東日本大震災での災害対応の課題をふまえ、支援者の力を最大限に活かすため、地域、分野、セクターを超えた多様な担い手とともに全国ネットワークを築くことを主な目的として設立された団体。災害時には支援の「もれ・むら」をなくすため、被災した地域をサポートし、支援者間の連携・コーディネーションを行うという新たな取り組みが円滑に進むことを目指している。2016年11月1日付でNPO法人化。

■震つな（震災がつなぐ全国ネットワーク）

阪神・淡路大震災をきっかけに発足したネットワーク組織。1996年11月から有志が集まり議論を重ね、1997年11月に正式に発足。活動の柱は、阪神・淡路大震災のボランティア活動の検証、災害時等の緊急時に積極的に行動を起こすこと、そのための平時の学びの共有や仲間作り。現在では、70以上の団体・個人が加盟。東日本大震災の支援活動として、日本財団との共同プロジェクトとして足湯ボランティアの派遣等を行なった。

■JPF（ジャパン・プラットフォーム：Japan Plat Form：ジェーピーエフ）

1999年のコソボ難民支援の経験から、NGO、経済界、外務省がそれぞれの特性・資源を活かし、緊急援助のより迅速かつ効果的な実施という一つの目的に向かって連携・協力していくための新しい枠組みである国際人道支援組織「JPF」が設立された。NGOの中間支援組織的な役割を担い、政府の資金拠出（ODA）による基金及び企業・市民からの寄付を募り、緊急援助実施時（国際協力活動・災害救援活動）の初動活動資金が加盟しているNGOに提供する。また、緊急時活動のNGO間での調整の役割等も担っている。経済界も日本経団連1%クラブが中心となり、「JPF」を支援することを表明している。

これまでは海外支援を基本としていたが、東日本大震災を契機に国内災害への取り組みを始めている。

静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練 用語集

■ J C N (東日本大震災支援全国ネットワーク : Japan Civil Net : ジェーシーエヌ)

東日本大震災における被災地・被災者支援に取り組む市民セクターのネットワークとして、3月14日に発足。国内の災害ボランティアのネットワークとしては最大規模(参加団体:721団体・2012年2月3日現在)。

3県での災害ボランティアセンターや参加団体の支援状況を取りまとめたマップや災害ボランティア活動に関するガイドラインを作成し、Webサイト上で公開。ボランティア活動を情報面から積極的に支援している。また、支援P、東北3県(岩手・宮城・福島県)の社会福祉協議会、連携復興センターと連携し、現地会議等を開催してきている。被災3県、さらには全国レベルでの民間支援の情報を有している。設立後、政府・省庁と定期的に情報交換を行っており、市民セクターの総合窓口的な存在として関係性を構築している。

■ ネットワーク委員会

正式名称は「南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会」

(公財)静岡県労働者福祉基金協会の助成を受け、“支援から取り残される地域をつくらない”ための静岡県のボランティア活動体制と広域連携のしくみを具体化させることを目的に設置。委員は、静岡県(危機情報課、県民生活課、地域福祉課)、静岡県社協、静岡県労働者福祉基金協会、静岡県労働者福祉協議会、連合静岡、災害ボランティア関係の有識者、災害支援の経験を有する組織(NPO・NGO等)、日赤静岡県支部、JC静岡ブロック協議会、静岡県ボランティア協会等で構成されている。

【災害ボランティア活動関係】

■ 災害ボランティア

大規模災害時、被災地にて災害ボランティアセンターを介する等して被災者支援を目的に活動する人や、その活動を指す。募金活動や物資を送る側の仕訳や配送手伝い等の間接的な支援は、一般的には含めない。

■ 災害ボランティアセンター(災害VCや災害ボラセン/静岡県内では災害ボランティア本部という)

災害発生時、ボランティア活動を効率よく推進するための組織。静岡県の地域防災計画では、市町の社会福祉協議会が中心となり協働運営されることになっている。この他民間団体等が独自に災害ボランティアセンターを設置することもある。

■ 静岡県災害ボランティア本部・情報センター(県V本部)

災害発生時に静岡県内全域を対象にボランティア活動の支援を行う広域拠点。静岡県が、県社会福祉協議会、県ボランティア協会と連携して運営を行なう。

■ 市町支援チーム

市町支援チームは、市町災害ボランティア本部を巡回し、その活動を支援するための県V本部のチーム。

■ VC(ボランティアセンターまたはボランティアコーディネーター)

Volunteer Center(ボランティアセンター)またはVolunteer Coordinator(ボランティアコーディネーター)の略称。「災害VC」という表記はどちらを指すこともあり得るので、前後の文脈から読み解く必要がある。

静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練 用語集

■ ボランティアコーディネーター（コーディネーター）

ボランティア活動の調整をする役の人を指し、災害ボランティアセンターでは、センターの運営に関わる人全てをコーディネーターと称することが多い。活動内容は組織によって様々。

静岡県内では1994年より7年間、2005年より7年間、計14年にわたり、静岡県や静岡県労働者福祉基金協会が主催となり災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催しており、修了者は述べ2300人を越える。また、近年では市町の自治体単位でも同様の講座を開催しており、講座修了者には地域での平時の防災・減災活動の他、災害時の災害ボランティアセンターの開設・運営がスムーズにできるよう、行政単位で独自に訓練を行っている市町も多い。

東日本大震災は被災地が広域に渡ったことから、コーディネーターの不足が顕著となった。

■ リエゾン (liaison)

本来はフランス語で「組織間の連絡や連携」を意味し、自衛隊の連絡幹部 (LO=Liaison Officer) から使われ出したものと言われている。災害時には各省庁から派遣される連絡員を差すことが多く、国土交通省等では、「災害対策現地情報連絡員 (リエゾン)」と表示され、被災地に入り、現地の情報を取りまとめ所属元に共有する役割を担う「情報連絡員」のことを「リエゾン」ということがある。

■ ニーズ/シーズ

ニーズ (Needs) : 被災地、被災者にとって必要な支援。被災者の求める支援全般を広くニーズと称することもあるが、本質的な必要性と、被災者の要望 (Wants) は必ずしも一致しない点は、注意が必要。

シーズ (Seeds) : 支援する側が持っている、スキル、知識、資源等の支援内容のこと。

■ 社協ブロック派遣 (ブロック派遣)

社協ブロックは「ブロック都県指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定」に基づき、大規模災害時に県外からの支援が必要と判断した場合、または支援が必要と判断した場合に、被災した都道府県に職員を派遣するしくみを指す。全国7つのブロックの都道府県・政令都市社協が相互に締結している。

大震災で、はじめて全国規模でブロックを単位に社協職員派遣の調整を行い、被災地の災害ボランティアセンターの運営支援を行うことになった。 ※静岡県は関東・甲信越・静Bブロックに属する。

■ 義援金 (義捐金) と支援金

① 義援金

災害の被害を受けた人の救護・支援のために寄付されるお金。日本赤十字社、中央共同募金会、NHK等が受け付け、全額が被災した方々に届く仕組みになっている。ある程度の金額が貯まってから配分を決めるプロセスを経て被災者に届けられるため即効性に欠ける面はあるが、集まった全額が被災者に配分されることから、最も一般的な募金となっている。配分については、共同募金会、日本赤十字社、行政等関係機関による「義援金配分委員会」を設置の上、対象者や金額が決められる。寄付者は税制上の優遇措置が受けられる。

② 支援金

義援金とは異なり、被災者に直接配分されるものではなく、被災者支援を目的に活動する団体向けの募金。義援金に比べ即効性が高いことが特徴。中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」のような支援活動を行う団体に対して支援金を分配することを目的に集める場合もあれば、支援活動を行う団体自らが寄付を募る場合もある。

静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練 用語集

公益財団法人日本財団は、災害発生時に当該災害支援のために行う支援金の募金受付に加え、来るべき大災害時に、より即効性をもって支援を行えるよう、「災害復興支援特別基金」を設置し、平時から支援金募金を受け付けている。

■災害等準備金

赤い羽根共同募金の災害支援の取り組みのひとつに災害ボランティアセンターの設置、運営のための「災害等準備金」制度がある。主に災害ボランティアセンターの立ち上げ設置・運営費、ボランティア活動経費、また公的補助の対象とならない社会福祉施設の修理・復旧に要する経費に役立てられる。東日本大震災では、全国149カ所、総額7億円以上が現在も活用されている。

《東日本大震災時の具体的な使途例》

プレハブリース料、プレハブ改装費、電気配線工事費、電話設置費、携帯電話リース料、水道設置費、簡易トイレリース料、ボランティア活動用具、事務用消耗品、事務機器リース料、光熱水費、通信費、燃料費、車両リース料、エアコン、冷蔵庫、ボランティアバス運行費、災害関係情報紙作成費、ボランティア研修会費等

■ボラバス（ボランティアバスパック、ボランティアバスツアー）

災害ボランティア活動を目的に、活動現場、移動手段、宿泊等を主催者が手配し、募集するツアー型の企画。災害ボランティアの初心者にとっては、個人装備を整えるだけで活動が可能になることから、専門性を必要としないボランティアを多数集める際に有効な手段である。主催者が中型～大型のバスを手配し、集合場所から現地までの移動を担うことが多く、1人当たりにかかる費用を安価に抑えられる。2016年の熊本地震の際に、旅行業者登録をしていない団体主催のボラバス運行が旅行業違反にあたり指摘があり、観光庁が各都道府県に厳格な取り締まりを通告したが、2017年7月、九州北部豪雨を受けて福岡市がボラバスの規制緩和を国土交通大臣に強く求め、観光庁は前年の通告を事実上撤回した。旅行会社が主催する場合もある。なお、ボラバスのはしりは、阪神・淡路大震災の際に「とちぎボランティアネットワーク」が運行したものとされている。

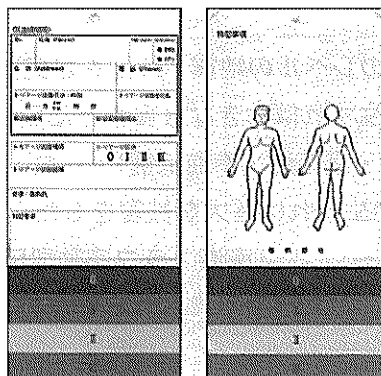
■DMAT（Disaster Medical Assistance Team、ディーマット）

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

■トリアージ

大事故・災害時に多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別する方法。限られた人員スタッフや医療物資等を最大限に活用して、多数の傷病者の治療にあたることを目的とする。

判定結果は4分類され、判定結果、黒（死亡群）・赤（重症群）・黄（中等症群）・緑（軽症群）の4色のトリアージタグを用いて表示される。



優先度	分類	色別	身体所見
第1順位	緊急治療	赤(I)	生命が危殆的状態 直ちに処置が必要
第2順位	準緊急治療	黄(II)	多少処置が遅れても生命 に影響なし
第3順位	非緊急治療	緑(III)	軽度外傷 通院加療可能
第4順位	死亡	黒(0)	生命兆候なし 直ちに処置を行っても救命 が明らかに不可能なもの

■生活支援相談員

災害後の仮設住宅等での、生活支援、孤独死対策として、見守り、訪問活動等を行う。専門的な支援が必要な場合は、関係機関につなぐ。東日本大震災では、平成 23 年度第一次補正予算によって、岩手・宮城・福島県では生活支援相談員が配置され、地元行政や NPO 等と連携して、仮設住宅等での生活支援を行っている。

■復興支援員

新潟県中越地震、中越沖地震では、被災地域のコミュニティ機能の維持、再生や地域復興支援のため、公共的団体等が「地域復興支援員」を雇用する動きがあった。雇用には復興基金が活用され、この仕組みは、地域再生等に取り組む「集落支援員」制度のモデルにもなった。

■緊急通行車両等通行証

災害応急対策等に従事する車両であることを証明するもの。この通行証があれば上記の交通規制があっても通行が可能。基本的には災害発生後に申請するものだが、事前に届出をすることで発生後スムーズに交付を受けられる「事前届出制度」がある。ボランティア・NPO 団体への発給状況は、災害毎に異なる。

【防災・減災啓発／訓練関係】

■減災

災害を減じる（被害を軽減する）という考え方。災害を全て防ぎ被害を無くすということは無理だが、災害を減じて、被害を減らすことは可能であるという考えに基づいている。防災訓練等の大規模なものばかりではなく、日々の生活の中で取り入れることが出来る小さな取組みまで含んでいる。

■災害サイクル

災害発生から次の災害の発生までをサイクルとして表現したもの。災害看護等によく用いられ、災害発生→救援期→復旧期→復興期→予防期のようにフェーズが移行し、サイクルするとした考え方。災害看護ではより細かく分けられ、発災→急性期（1 週間）→亜急性期（2～3 週間）→慢性期（2～3 年）→静穏期→災害準備期等とされる。（フェーズの定義や名称はいくつかの案がある）

■被害想定

被害想定とは、防災対策立案に資するために行う災害発生後の被害程度の予想・推計を指す。政府の中央防災会議は想定地震について一定条件のもとでの被害想定を行ってきたが、東日本大震災の教訓を踏まえて新たに行う被害想定は、最悪事態を想定する方針へと切り替えている。

■被害想定レベル 1、レベル 2

東日本大震災等の教訓や蓄積された科学的知見を生かし、二つのレベルの地震・津波を想定。

- ・レベル 1…発生頻度が比較的高く（100 年～150 年に 1 度）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波。通称 L1（読み：エルワン）。（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）
- ・レベル 2…発生頻度は極めて低い（千年～数千年に 1 度）が、発生すれば甚大な被害をもたらすあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波。通称 L2（読み：エルツー）。（南海トラフ連動型巨大地震）

■ハザードマップ

災害発生時における危険箇所や避難経路等を地図上に表したもので、過去の災害記録や科学的な研究、実地調査等に基づいて作成される。自治体が住民向けに作成したハザードマップには、災害の種類・危険箇所・危険の程度・避難経路・避難所等が詳しく書かれており、自治体によっては住民に配布しているところもある。

■受援力

内閣府では2007年度に「防災ボランティア活動の多様な支援活動を受け入れる 地域の『受援力』を高めるために」というパンフレットを作成、内閣府防災のホームページで公開している。ボランティアを地域で受け入れる「受援力」（支援を受ける力）という。地域外からのボランティアをうまく受け入れることは、復興を早める等、地域防災力を高めることにつながる。決して、支援にきたボランティア等に業務を丸投げすることではない。

■BCM（事業継続マネジメント：Business Continuity Management）とBCP（事業継続計画：Business Continuity Planning）

BCMとは、リスクマネジメントの一種であり、企業がリスク発生時、いかに事業の継続を図り、取引先に対するサービス提供の欠落を最小限にするかを目的とする経営手段。できあがった成果物がBCPであり、災害等リスクが発生したときに重要業務が中断しないことである。また、万が一事業活動が中断した場合でも、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画のことをいう。

■DIG（ディグ：Disaster Imagination Game）

もともと「災害図上訓練」と呼ばれていたが、最近は「Disaster Imagination Game」の略として紹介されることが多い。直訳すると、「災害について想像力を働かせるゲーム」。

1997年に小村隆史氏（当時：防衛研究所主任研究官）、平野昌氏（当時：三重県消防防災課）らによって考案された簡易型災害図上演習で参加型地域版図上演習と呼ばれることもある。

・DIGを実施する目的は、大きく捉えて「災害を知ること」「まちを知ること」「人を知ること」の3つがある。この3つはそれぞれ密接に関係し合っており、全部ひっくるめて「わがまちの『防災力』を知ること」と言い換えることができる。

■HUG（避難所運営ゲーム：Hinanzo Unei Game）

大規模災害発災直後を想定し、プレイヤーが避難所を運営する側となり、様々な避難者や出来事を机上で体験するゲーム。ゲームのキットは県危機情報課や出先の危機管理局等（賀茂地域局（賀茂危機管理庁舎）、東部危機管理局（東部総合庁舎）、中部危機管理局（藤枝総合庁舎）、西部危機管理局（中遠総合庁舎））にて借用が可能。※借用には事前連絡が必要。進行にあたり、県職員、地域人材防災バンクから協力を仰ぐとよい。

■クロスロード

災害対応カードゲーム教材「クロスロード」は、カードを用いたゲーム形式による防災教育教材で、大地震の被害軽減を目的に文部科学省が進める「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」の一環として開発された。ゲームの参加者は、カードに書かれた事例を自らの問題として考え、YESかNOかで自分の考えを示すとともに、参加者同士が意見交換を行いながら、ゲームを進めていく。制作・著作は「チームクロスロード」。
(<http://maechan.net/crossroad/toukou.html>)

■イメージTEN

自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」は、災害時に自主防災組織がどのように対応したらいいかを具体的に考える訓練のことで、Image（想像）Training（訓練）& Exercise（演習）of Neighborhood（隣近所）の意味。また、イメージする課題が最大10題付与されることも「TEN」の由来。問い合わせは、静岡県危機管理部危機情報課。

【一般用語関係】

■NPO/NGO

NPO=非営利組織、NGO=非政府組織をそれぞれ意味する。現状ではNPOは日本国内の市民活動、NGOは国際的な活動を行う団体に対して用いられることが多いが、両者は定義が異なるため、明確に線引きできる概念ではなく、厳密に区分するなら、NPOとはNGOの一形態である。NPOの解釈には幅があり、後述のNPO法人（特定ひえいる活動法人）を指す場合（狭義のNPO）と、法人格を持たない任意で結成された非営利団体や社団法人、財団法人等の非営利組織全てを指す場合（広義のNPO）がある。「NPO助成」とあっても、法人格を有する団体のみが対象の場合もあれば、法人格を必要としない場合もあり、募集要項等を十分に確認する必要がある。

■NPO法人（特定非営利活動法人）/認定NPO法人

特定の公益的・非営利活動を行うことを目的とする法人で、宗教的・政治的活動を主たる目的として行うことはできない。また、選挙活動を目的とした活動は行うことができない。法人設立にあたっては、所轄庁である都道府県知事もしくは内閣総理大臣の認証を得たうえで、設立登記を経てなされる。（※平成24年4月改正で所轄庁が変更になった法人もある）

認定NPO法人とは、特定非営利活動法人のうち、運営組織や事業活動が適正であり公益の増進に資することに一定の条件を満たすものとして都道府県または政令指定都市の認定を受けた認定特定非営利活動法人のことを指す。認定NPO法人に寄付をすると、寄付者には税制上の優遇措置がある。

■一般社団法人/公益社団法人

一般社団・財団法人法に基づいて一定の要件を満たしていれば設立できる法人で、事業目的に公益性がなくても構わない。一定の手続き及び登記さえ経れば、準則主義によって誰でも設立することができる。原則として、株式会社や合同会社等と同様に、全ての事業が課税対象となる。ただし、一般社団法人は「非営利型」と「普通型」に分けられ、非営利型一般社団法人の場合は収益事業を行った場合にのみ課税対象となり、会費や寄付金等にかかわる収入には課税されない。

公益社団法人は、一般社団法人のうち、公益法人認定法に基づいて公益性を認定された社団法人。独立した合議制機関の答申に基づいて内閣総理大臣又は都道府県知事の認定が必要となり、特定公益増進法人の1つとして一定の要件を満たす寄付金は、税額控除の対象となる。

■任意団体

構成する人たちが任意（自由意志）で組織する団体または組織。現在では法人格を持たない市民活動団体を総称して用いられることが多いが、町内会や趣味サークル等もこれに含まれる。登記等の必要がなく、理事会等も不要であることから、迅速に意思決定、行動着手ができるメリットがある反面、法人格を持たないため、代表者個人の責任においてあらゆる法行為を行うこととなり、そのデメリットも決して少なくない。

■中間支援組織（中間支援・中間支援団体）

団体や個人を支援することを目的とし、行政や企業等の資金や活動機会を提供する組織と地域や現場を運営する組織の間にたって様々な活動支援する組織。多くはNPOへ支援等を主目的として発足している場合が多い。活動の現場を常時持つことは少なく、相談・援助、連絡・調整等を主に担う。また、関係する団体の成長を支援するために、情報提供や研修・講座を開催する等、活動の対象は団体が多い。法人格は様々である。

■労働組合（労働者のための団体）

雇用環境の向上等の共通の要求に基づき賃金労働者が自発的に団結して組織した団体。労働組合を組織する権利（団結権）および組合活動をする権利（団体交渉権）は、日本国憲法第二十八条で「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と認められている。東日本大震災の被災地支援では、労働組合として現地（ボランティアセンター等）に人を派遣しているところもある。

■連合（日本労働組合総連合会）

1989年に結成された日本の労働組合のナショナル・センター（中央労働団体）。加盟組合員は約680万人。すべての働く人たちのために、雇用と暮らしを守る取り組みを進めている。既出の労働組合の全国組織。

47都道府県すべてに地方連合会があり、略称は「連合〇〇」（静岡では連合静岡）。東日本大震災支援では、連合静岡が静岡県ボランティア協会と連携してボラバスに多くのボランティアを派遣した。

■職業（職能）団体／職域団体／業界団体／専門職団体

テーマ型組織とも呼ばれ、専門職や特定の業界の企業が集まる組織。大規模災害時には、被災者の多様なニーズに応えるため、幅広い分野の「テーマ型組織」団体とネットワークを有しておくことが有効。

- （例）○保健・福祉・医療関係：社会福祉士会、介護福祉士会、精神保健福祉士会、ケアマネージャー団体（介護支援専門員）、障がい者団体、障がい者支援団体、社会福祉施設、医師会、看護協会、理学療法士協会、作業療法士協会、難病関係団体、難病支援団体 等
- 都市計画・建築関係：建設業協会・コンサルタント協会、都市計画コンサルタント、建築士協会 等
- 企業、業界団体：青年会議所、商工会議所、商工会、森林組合、トラック協会 等
- 青少年育成関係：ボーイスカウト、ガールスカウト、YMCA、YWCA、各種スポーツ協会 等
- 国際協力関係：国際交流協会、日本語通訳・翻訳関係団体、海外支援NGO 等

■地縁組織／自治会／自主防災組織（通称：自主防）

地縁組織／自治会：町又は字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、いわゆる自治会、町内会等が該当する。

自主防災組織は、災害対策基本法第五条第二項において規定されている地域住民による任意の防災組織。主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う。地域住民が協力して日ごろの火災の防止（火の用心の見回り、啓発）や消火訓練、避難訓練を行うことを主として活動している。自治体によっては、自主防が各避難所の運営主体となることを明示しており、運営マニュアルの策定や備蓄品の配備、有識者を招いての研修会や講演会まで、自主防が主体的に行っているところもある。

■ファシリテーション／ファシリテーター

ファシリテーション（Facilitation）とは、「促進する」、「容易にする」、「円滑にする」というのが原意。災害時には避難所や行政と支援団体の共有会議等多様な話し合いの場で、防災活動ではワークショップや訓練

等で、参加者の意欲や発言を引き出しながら、プログラムを円滑かつ有効に進めていくための手法。その役割を担う人をファシリテーターという。

■ SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス : Social Networking Service)

インターネット上の人と人とのつながりを促進・サポートし、疑似的なグループやサークルを作ることができる Web システムの総称。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。「Twitter」や「Facebook」のような文字のやり取りが中心のものもあれば、「YouTube」や「Instagram」のような、動画、写真を通じたやり取りを行うものもある。

【人道支援における国際基準】

人道支援における国際基準とは、1990年代のルワンダ内戦等を契機に、国際 NGO や国際赤十字等を中心に、共通の行動規範となる国際人道基準を定めることで、質の高い人道支援の提供と被災者への説明責任の向上を図っていくために、少しずつ積み上げられてきた基準のこと(支援の質とアカウンタビリティ=Q&A: Quality and Accountability)。2016年時点において100超の国際人道基準があるとされているが、あまりに多くなりすぎたため、それらを整理統合したシンプルな新基準を作ろうという声も国際的に高まり、スフィア基準の一部を含む主要な3つの国際人道基準を統合する試みである「コア・ヒューマニタリアン・スタンダード」(CHS)が2014年末に発足した。

■ スフィア・プロジェクト (スフィア基準)

災害や紛争等の被災者すべてに対する人道支援活動を行う各種機関や個人が、被災当事者であるという意識をもって現場で守るべき最低基準の通称。正式名称は「人道憲章と人道対応に関する最低基準」という。人道支援の共通土台として、人道憲章、権利保護の原則、コア基準がある。さらに、生命保護のために必要不可欠な4つの要素として、(1)給水、衛生、衛生促進、(2)食糧の確保と栄養、(3)シェルター、居留地、ノン・フードアイテム(非食糧物資)、(4)保健活動、の各分野における最低基準があげられている。具体的には、人間の生命維持に必要な水の供給量、食糧の栄養価、トイレの設置基準や男女別の必要数、避難所の1人当りの最小面積、保健サービスの概要等の詳細が定められており、避難所等の現場で参照される指標である。

スフィアハンドブックはコチラ → <https://www.refugee.or.jp/sphere/>

【災害ボランティア作業に使用される重機や資器材関係】

■瓦礫撤去や家屋の解体等で使われる重機や車両や道具 ※使用には免許を要する場合もある

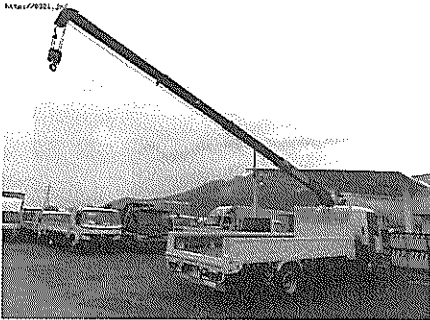
ユンボ（油圧ショベル、パワーショベル、バックホー等、様々な呼称がある）

掘削を行う重機。大きさや操作性の異なる多様な機材がある。先端部のアタッチメントを交換することができる。



☆ユニック

車両積載形トラッククレーンの通称



☆ダンプ

ダンプカーの通称

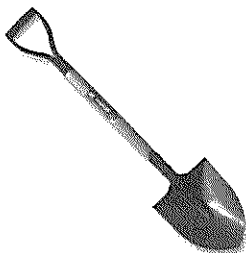


☆バケット車

高所作業車の通称



剣スコ（丸スコ）



角スコ



☆一輪車 通称ネコ

少量の土砂や荷物を人力で運搬するための用具
一見すると簡単に扱えそうだが、バランスを取る
のが難しく、怪我や事故への注意が必要。

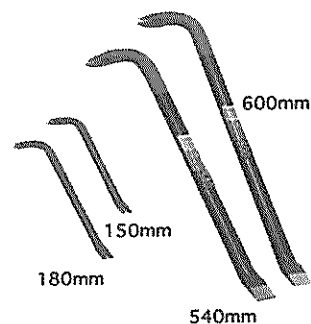


ネコ2タイプ

深いタイプ 幅広タイプ

☆パール (平パール・剣パールなど)

大型の釘抜き。物を持ち上げる、こじ開ける破壊する、解体するといったことにも活用できる。1m以上の大型のもの、形状の異なるものもパールと呼ぶ。



☆ガテン系(技術系ボラ)

肉体労働の職種を指す俗語。



☆人海戦術

重機が入る事が難しく、人力のみで瓦礫撤去等を行う際に用いられる作業方法のひとつ



☆足湯ボランティア

足をタライに張ったお湯につけてもらい、手もみをしながらお話をする。足湯には睡眠促進や血流改善などの効果があるといわれ、血圧が調整され、心身ともにリラックスしていただくことができる。

避難所などで肉体的疲れやストレスを少しでも解消してもらう活動の一つ。



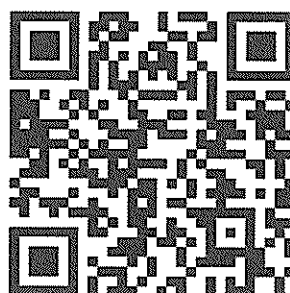
平成 30 年豪雨 広島県呉市避難所での様子

☆静岡県総合防災アプリ 「静岡県防災」

静岡県が令和 1 年 6 月からスマートフォン向けに開発・提供を始めたアプリケーション

平時は災害に備えた情報の収集やトレーニング、災害時には各種緊急情報をプッシュ通知などで受信することができる。

災害支援活動に参加するボランティアの安全確保の情報源ともなる。



第 15 回静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練資料

「ふだんの役割から一歩はみ出そう！

～誰もが担い手になれる『しずおか』を目指して～」

2020 年 2 月 21 日発行

特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会

第 15 回図上訓練ワーキンググループ

本事業は日本財団の助成を受けて実施しました

